

半 期 報 告 書

(第133期中)

自 平 成 15 年 4 月 1 日
至 平 成 15 年 9 月 30 日

住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

502003

第133期中（自平成15年 4 月 1 日 至平成15年 9 月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月19日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

目 次

	頁
第133期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第 2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	31
3 【対処すべき課題】	31
4 【経営上の重要な契約等】	32
5 【研究開発活動】	32
第 3 【設備の状況】	33
1 【主要な設備の状況】	33
2 【設備の新設、除却等の計画】	33
第 4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
(1) 【株式の総数等】	34
(2) 【新株予約権等の状況】	36
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	38
(4) 【大株主の状況】	39
(5) 【議決権の状況】	40
2 【株価の推移】	41
3 【役員の状況】	41
第 5 【経理の状況】	42
1 【中間連結財務諸表等】	43
(1) 【中間連結財務諸表】	43
【中間連結貸借対照表】	43
【中間連結損益計算書】	45
【中間連結剰余金計算書】	46
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	47
(2) 【その他】	102
2 【中間財務諸表等】	103
(1) 【中間財務諸表】	103
【中間貸借対照表】	103
【中間損益計算書】	105
(2) 【その他】	130
第 6 【提出会社の参考情報】	131
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	132
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	133
当中間連結会計期間	135
前中間会計期間	137
当中間会計期間	139

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月19日

【中間会計期間】 第133期中(自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)

【会社名】 住友信託銀行株式会社

【英訳名】 The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高 橋 温

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号

【電話番号】 大阪6220局2121番(大代表)

【事務連絡者氏名】 本店総括部主任調査役 小 縣 一 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 4 号

【電話番号】 東京3286局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部主任調査役 松 本 健 司

【縦覧に供する場所】 当社東京営業部
(東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 4 号)
当社神戸支店
(神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号)
当社横浜支店
(横浜市西区南幸 1 丁目14番10号)
当社名古屋支店
(名古屋市中区栄 4 丁目 1 番 1 号)
当社千葉支店
(千葉市中央区富士見 1 丁目 1 番15号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜 1 丁目 6 番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	380,390	299,295	262,014	715,867	562,687
うち連結信託報酬	百万円	35,901	26,618	31,627	80,421	71,382
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	16,857	40,389	66,632	56,764	66,159
連結中間純利益	百万円	6,347	5,216	40,961	—	—
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	42,480	72,967
連結純資産額	百万円	719,576	691,303	719,692	659,647	627,830
連結総資産額	百万円	17,212,749	17,475,927	15,081,048	16,704,021	15,779,764
1株当たり純資産額	円	428.28	406.74	424.98	386.86	361.44
1株当たり中間純利益	円	4.12	3.60	28.09	—	—
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円	—	—	—	29.87	50.80
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	3.99	3.30	24.89	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.32	11.56	12.10	10.86	10.48
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	925,419	147,836	338,731	928,658	1,401,338
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	812,091	195,539	46,288	1,331,933	1,340,216
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	26,903	29,706	100,542	13,457	118,838
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	157,544	288,498	197,221	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	664,515	481,726
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,186 [1,202]	6,855 [1,308]	6,833 [1,403]	6,975 [1,225]	6,918 [1,329]
信託財産額	百万円	49,899,153	51,746,076	51,631,561	49,891,577	52,616,131

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
3. 平成13年度以前の1株当たり当期純損失及び1株当たり中間純利益は、連結当期純損失、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額(中間連結会計期間については、年間配当金予想額を期間により按分した金額)を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
4. 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成13年度及び平成14年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。
7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第131期中	第132期中	第133期中	第131期	第132期
決算年月		平成13年 9 月	平成14年 9 月	平成15年 9 月	平成14年 3 月	平成15年 3 月
経常収益	百万円	303,396	289,523	252,334	577,972	546,764
うち信託報酬	百万円	35,901	26,618	31,627	80,421	71,382
経常利益 (は経常損失)	百万円	11,782	38,287	62,387	67,651	68,390
中間純利益	百万円	6,109	20,160	40,389	—	—
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	—	—	—	42,207	56,565
資本金	百万円	284,053	285,853	287,015	284,053	287,015
発行済株式総数	千株					
普通株式		1,452,247	1,459,447	1,464,097	1,452,247	1,464,097
優先株式		125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
純資産額	百万円	712,204	701,046	729,117	651,997	638,503
総資産額	百万円	17,047,273	17,592,295	15,160,576	16,778,313	15,869,541
預金残高	百万円	7,422,897	8,434,581	8,555,154	8,141,452	8,689,399
貸出金残高	百万円	8,661,091	9,005,920	9,018,876	8,918,757	9,168,024
有価証券残高	百万円	5,617,814	5,192,052	3,744,658	5,069,781	3,468,066
1株当たり中間配当額	円					
普通株式		—	—	—	—	—
優先株式		—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円					
普通株式		—	—	—	5.00	3.00
優先株式		—	—	—	6.08	6.08
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.49	11.66	12.28	10.84	10.62
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,002 [697]	5,027 [738]	4,997 [769]	5,079 [708]	5,041 [746]
信託財産額	百万円	49,899,153	51,746,076	51,631,561	49,891,577	52,616,131
信託勘定貸出金残高	百万円	2,191,136	1,874,215	1,499,722	1,972,582	1,761,904
信託勘定有価証券残高	百万円	2,949,729	3,878,888	5,363,196	3,433,949	4,476,065

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平均臨時従業員数は、連結子会社から受け入れる派遣社員を含めて記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在			
	銀行信託事業	金融関連事業	合計
従業員数(人)	6,272 [1,387]	561 [16]	6,833 [1,403]

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,417人を含んでおりません。

2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員34人を含んでおります。

3. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成15年9月30日現在	
従業員数(人)	4,997 [769]

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員776人を含んでおりません。

2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員13人を含んでおります。

3. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 当社の従業員組合は、住友信託銀行従業員組合と称し、組合員数は3,402人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済をみますと、前半は、イラク戦争や新型肺炎SARSの影響が懸念され、景気先行きに対する不透明感が強まりましたが、期半ば以降は、設備投資・企業収益が増勢を維持し、雇用情勢の悪化にも歯止めが掛かるなど、景気は徐々に持ち直す兆しを見せ始めました。

こうした実体経済の動きを反映し、日経平均株価は1万円台を回復し、長期金利(10年国債流通利回り)は一時、1%台後半まで上昇し、円ドルレートは1ドル=110円近辺まで円高が進みました。

金融界では、大手金融機関が引続き財務体質の強化に取り組む一方、中小企業向け融資や個人向けローン、企業再生支援へ注力するなど、積極的な業務拡大に乗り出す動きも見られました。

このような経済金融環境の下で、当社は、引き続き収益力の強化・経営全般にわたる一層の合理化・資産の健全性確保に努めました結果、当中間連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

連結損益の状況につきましては、引き続き資金の効率的な運用・調達を図るとともに、各事業の収益力強化に注力し、経営全般にわたる一層の合理化・効率化を進めてまいりました結果、好調なマーケット部門の収益実現と株式関係損益の改善、及び貸出関係損失の減少を主因として、経常利益は前年同期比262億円増加して666億円となりました。また、併せて東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付金等を特別利益に計上したことから、中間純利益は357億円増加して409億円、1株当たり中間純利益は、潜在株式調整後で24円89銭となりました。

経常利益の内訳を所在地別に見ますと、日本で577億円、米州で44億円、欧州で11億円、アジア・オセアニアで32億円となっております。なお、当社グループは、信託銀行事業以外にクレジットカード業などの金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

資産負債の状況につきましては、連結総資産は、当中間連結会計期間中6,987億円減少して15兆810億円となりました。このうち貸出金は、良質な資金需要に対する円滑な資金供給及び資産の健全化に注力した結果、1,501億円減少して8兆9,929億円となっております。預金は、流動性預金の減少等により、1,112億円減少し8兆5,875億円となりました。純資産額は、その他有価証券評価差額金の改善と中間純利益による利益剰余金の増加により、918億円増加して7,196億円となりました。

なお、信託勘定(当社単体)につきましては、信託財産総額は当中間連結期間中9,845億円減少して、中間期末残高は51兆6,315億円となりました。このうち金銭信託は1兆1,643億円減少した一方、有価証券の信託は6,775億円の増加となっております。

国際統一基準による連結自己資本比率は12.10%となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、次のとおりであります。

現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比2,845億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1,972億円となりました。収支の内訳としましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の純減等により前中間連結会計期間比1,908億円支出が増加し、3,387億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少等により1,492億円支出が減少し、462億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行等による収入の増加により1,302億円収入が増加し、1,005億円の収入となりました。

(1) 国内・海外別収支

信託報酬は316億27百万円、資金運用収支は486億95百万円、役務取引等収支は249億63百万円、特定取引収支は30億8百万円、その他業務収支は361億95百万円となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は、信託報酬が316億27百万円、資金運用収支が432億72百万円、役務取引等収支が237億42百万円、特定取引収支が27億72百万円、その他業務収支が314億22百万円となりました。一方、海外では、資金運用収支が56億77百万円、役務取引等収支が18億11百万円、特定取引収支が2億36百万円、その他業務収支が47億73百万円となっております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	26,618	—	—	26,618
	当中間連結会計期間	31,627	—	—	31,627
資金運用収支	前中間連結会計期間	62,096	14,585	12	76,669
	当中間連結会計期間	43,272	5,677	254	48,695
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	101,944	44,380	3,526	142,798
	当中間連結会計期間	80,211	30,890	3,738	107,363
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	39,848	29,795	3,514	66,128
	当中間連結会計期間	36,938	25,213	3,483	58,668
役務取引等収支	前中間連結会計期間	16,547	2,276	426	18,397
	当中間連結会計期間	23,742	1,811	590	24,963
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	26,136	4,445	3,151	27,429
	当中間連結会計期間	37,313	4,025	8,135	33,203
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	9,589	2,168	2,725	9,032
	当中間連結会計期間	13,570	2,214	7,545	8,239
特定取引収支	前中間連結会計期間	4,397	694	—	5,092
	当中間連結会計期間	2,772	236	—	3,008
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	4,397	694	—	5,092
	当中間連結会計期間	2,772	236	—	3,008
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	13,565	3,047	—	10,518
	当中間連結会計期間	31,422	4,773	—	36,195
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	60,335	19,396	—	79,732
	当中間連結会計期間	48,374	11,853	—	60,227
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	46,769	22,444	—	69,214
	当中間連結会計期間	16,951	7,079	—	24,031

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 「相殺消去額()」欄は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間170百万円、当中間連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定につきましては平均残高が13兆2,302億円、利回りが1.61%となりました。また資金調達勘定につきましては平均残高が13兆3,572億円、利回りが0.87%となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は、資金運用勘定の平均残高が11兆7,720億円、利回りが1.35%となりました。また資金調達勘定の平均残高が11兆9,519億円、利回りは0.61%となりました。一方、海外では、資金運用勘定の平均残高が1兆8,686億円、利回りが3.29%となりました。また資金調達勘定の平均残高が1兆7,856億円、利回りが2.81%となっております。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,560,454	101,944	1.61
	当中間連結会計期間	11,772,085	80,211	1.35
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,305,612	59,650	1.43
	当中間連結会計期間	8,452,355	55,394	1.30
うち有価証券	前中間連結会計期間	3,853,034	39,442	2.04
	当中間連結会計期間	2,915,038	23,281	1.59
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	173,817	1	0.00
	当中間連結会計期間	127,519	3	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	10,109	2	0.04
	当中間連結会計期間	2,055	0	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	161,151	782	0.96
	当中間連結会計期間	152,370	712	0.93
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,492,443	39,848	0.63
	当中間連結会計期間	11,951,966	36,938	0.61
うち預金	前中間連結会計期間	7,391,111	13,214	0.35
	当中間連結会計期間	8,136,144	10,861	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,470,870	379	0.05
	当中間連結会計期間	1,294,890	257	0.03
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	492,069	306	0.12
	当中間連結会計期間	225,024	225	0.20
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	189,028	5	0.00
	当中間連結会計期間	202,298	128	0.12
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	993,166	12,392	2.48
	当中間連結会計期間	543,065	4,560	1.67
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	411,863	4,165	2.01
	当中間連結会計期間	464,489	4,761	2.04

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は当社(海外店を除く)の無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間83,225百万円、当中間連結会計期間90,551百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間87,771百万円、当中間連結会計期間0百万円)及び利息(前中間連結会計期間170百万円、当中間連結会計期間0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,270,815	44,380	3.89
	当中間連結会計期間	1,868,611	30,890	3.29
うち貸出金	前中間連結会計期間	746,388	11,138	2.97
	当中間連結会計期間	689,928	9,370	2.70
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,269,337	26,773	4.20
	当中間連結会計期間	1,016,500	19,634	3.85
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	36,985	375	2.02
	当中間連結会計期間	29,355	212	1.44
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	203,959	2,206	2.15
	当中間連結会計期間	114,591	1,112	1.93
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,078,440	29,795	2.85
	当中間連結会計期間	1,785,680	25,213	2.81
うち預金	前中間連結会計期間	739,552	9,367	2.52
	当中間連結会計期間	490,738	5,324	2.16
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	44,844	516	2.29
	当中間連結会計期間	5,033	37	1.47
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	22	0	1.97
	当中間連結会計期間	113	1	1.87
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	732,292	9,545	2.59
	当中間連結会計期間	604,213	5,315	1.75
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,622	19	2.38
	当中間連結会計期間	52	0	1.22

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は当社の海外店の無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間223百万円、当中間連結会計期間1,020百万円)を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	14,831,269	433,862	14,397,407	146,325	3,526	142,798	1.97
	当中間連結会計期間	13,640,696	410,479	13,230,217	111,101	3,738	107,363	1.61
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,052,001	342,120	8,709,881	70,788	3,362	67,426	1.54
	当中間連結会計期間	9,142,284	336,189	8,806,094	64,764	3,426	61,338	1.38
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,122,372	61,884	5,060,487	66,215	27	66,187	2.60
	当中間連結会計期間	3,931,539	47,369	3,884,170	42,916	11	42,904	2.20
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	210,802	—	210,802	377	—	377	0.35
	当中間連結会計期間	156,875	—	156,875	216	—	216	0.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	10,109	—	10,109	2	—	2	0.04
	当中間連結会計期間	2,055	—	2,055	0	—	0	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	365,111	29,857	335,253	2,989	136	2,853	1.69
	当中間連結会計期間	266,962	26,920	240,041	1,825	56	1,769	1.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間	14,570,884	398,529	14,172,354	69,643	3,514	66,128	0.93
	当中間連結会計期間	13,737,646	380,358	13,357,288	62,151	3,483	58,668	0.87
うち預金	前中間連結会計期間	8,130,664	25,778	8,104,885	22,581	135	22,446	0.55
	当中間連結会計期間	8,626,883	27,108	8,599,775	16,185	55	16,129	0.37
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,515,714	6,154	1,509,559	895	1	894	0.11
	当中間連結会計期間	1,299,924	70	1,299,854	294	0	294	0.04
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	492,092	—	492,092	307	—	307	0.12
	当中間連結会計期間	225,138	—	225,138	226	—	226	0.20
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	921,321	—	921,321	9,551	—	9,551	2.06
	当中間連結会計期間	806,512	—	806,512	5,444	—	5,444	1.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	993,166	—	993,166	12,392	—	12,392	2.48
	当中間連結会計期間	543,065	—	543,065	4,560	—	4,560	1.67
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	413,485	343,539	69,946	4,184	3,187	997	2.84
	当中間連結会計期間	464,541	321,132	143,409	4,761	3,278	1,483	2.06

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「相殺消去額()」欄は、「平均残高」については連結会社相互間の債権債務の相殺金額の平均残高を、「利息」については連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。
3. 資金運用勘定は当社の無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間83,448百万円、当中間連結会計期間91,571百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間87,771百万円、当中間連結会計期間0百万円)及び利息(前中間連結会計期間170百万円、当中間連結会計期間0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は332億3百万円となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は373億13百万円となりました。一方、海外では40億25百万円となっております。また役務取引等費用は82億39百万円となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は135億70百万円となりました。一方、海外では22億14百万円となっております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	26,136	4,445	3,151	27,429
	当中間連結会計期間	37,313	4,025	8,135	33,203
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	15,912	7	18	15,901
	当中間連結会計期間	16,943	1	35	16,910
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,727	367	4	2,090
	当中間連結会計期間	5,712	197	4	5,905
うち為替業務	前中間連結会計期間	286	115	31	369
	当中間連結会計期間	277	101	20	358
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,698	—	208	2,489
	当中間連結会計期間	7,828	—	4,735	3,092
うち代理業務	前中間連結会計期間	845	3,474	1,160	3,160
	当中間連結会計期間	599	3,408	1,072	2,936
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	52	—	—	52
	当中間連結会計期間	37	—	—	37
うち保証業務	前中間連結会計期間	2,325	167	991	1,502
	当中間連結会計期間	3,144	126	1,607	1,663
役務取引等費用	前中間連結会計期間	9,589	2,168	2,725	9,032
	当中間連結会計期間	13,570	2,214	7,545	8,239
うち為替業務	前中間連結会計期間	172	8	31	148
	当中間連結会計期間	167	2	20	149

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額()」欄は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は30億8百万円となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は27億72百万円となりました。一方、海外では2億36百万円となっております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	4,397	694	—	5,092
	当中間連結会計期間	2,772	236	—	3,008
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	322	—	—	322
	当中間連結会計期間	346	—	—	346
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	487	612	—	125
	当中間連結会計期間	1,660	141	—	1,802
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	4,455	82	—	4,537
	当中間連結会計期間	692	94	—	786
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	106	—	—	106
	当中間連結会計期間	73	—	—	73
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額()」欄は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 特定取引収益及び費用は、国内・海外の合計で内訳科目毎の収益と費用を相殺した純額を収益又は費用に計上しており、国内・海外別の金額は内数として表示しております。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産の当中間連結会計期間末残高は2,463億28百万円となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は2,417億44百万円となりました。一方、海外では45億84百万円となっております。特定取引負債は467億29百万円となりました。これを国内・海外別にみますと、国内は423億37百万円となりました。一方、海外では43億92百万円となっております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	503,895	13,912	—	517,808
	当中間連結会計期間	241,744	4,584	—	246,328
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	516	—	—	516
	当中間連結会計期間	1,114	—	—	1,114
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	15	—	—	15
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	261	—	261
	当中間連結会計期間	—	0	—	0
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	299,091	13,651	—	312,742
	当中間連結会計期間	41,849	5,262	—	47,112
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	204,288	—	—	204,288
	当中間連結会計期間	198,085	—	—	198,085
特定取引負債	前中間連結会計期間	295,546	13,770	—	309,316
	当中間連結会計期間	42,337	4,392	—	46,729
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	8	—	8
	当中間連結会計期間	—	68	—	68
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	295,546	13,762	—	309,308
	当中間連結会計期間	41,657	5,002	—	46,660
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額()」欄は、連結会社相互間の債権債務相殺消去額を表示しております。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社１社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,874,215	3.62	1,499,722	2.90
有価証券	3,878,888	7.50	5,363,196	10.39
信託受益権	39,733,028	76.79	37,971,904	73.54
受託有価証券	1,843	0.00	880	0.00
貸付有価証券	4,800	0.01	—	—
金銭債権	2,706,162	5.23	3,162,319	6.13
動産不動産	1,759,439	3.40	2,047,854	3.97
その他債権	108,428	0.21	66,426	0.13
銀行勘定貸	1,522,463	2.94	1,358,198	2.63
現金預け金	156,806	0.30	161,058	0.31
合計	51,746,076	100.00	51,631,561	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	18,762,344	36.26	18,943,918	36.69
年金信託	5,586,923	10.80	5,187,752	10.05
財産形成給付信託	11,684	0.02	11,137	0.02
貸付信託	2,348,740	4.54	1,617,789	3.13
投資信託	7,505,967	14.51	6,784,070	13.14
金銭信託以外の金銭の信託	2,996,449	5.79	3,231,977	6.26
有価証券の信託	8,757,819	16.92	9,107,795	17.64
金銭債権の信託	2,324,121	4.49	2,836,827	5.50
動産の信託	6,487	0.01	4,590	0.01
土地及びその定着物の信託	196,263	0.38	186,987	0.36
包括信託	3,249,274	6.28	3,718,716	7.20
合計	51,746,076	100.00	51,631,561	100.00

(注) １．「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額 前中間連結会計期間末 39,636,643百万円、当中間連結会計期間末37,750,297百万円

２．共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末8,710,289百万円、当中間連結会計期間末7,008,847百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	139,670	7.45	—	—
漁業	500	0.03	—	—
鉱業	472	0.03	—	—
建設業	45,002	2.40	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	158,423	8.45	—	—
運輸・通信業	258,796	13.81	—	—
卸売・小売業、飲食店	74,446	3.97	—	—
金融・保険業	384,037	20.49	—	—
不動産業	265,655	14.18	—	—
サービス業	207,353	11.06	—	—
地方公共団体	43,178	2.30	—	—
その他	296,678	15.83	—	—
合計	1,874,215	100.00	—	—
製造業	—	—	106,480	7.10
鉱業	—	—	1,347	0.09
建設業	—	—	31,874	2.12
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	159,806	10.65
情報通信業	—	—	5,946	0.40
運輸業	—	—	218,537	14.57
卸売・小売業	—	—	55,753	3.72
金融・保険業	—	—	292,416	19.50
不動産業	—	—	181,172	12.08
各種サービス業	—	—	164,210	10.95
地方公共団体	—	—	40,771	2.72
その他	—	—	241,403	16.10
合計	—	—	1,499,722	100.00

(注) 平成14年 3 月 7 日付総務省告示第139号により、「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月 1 日から適用されたことに伴い、各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間末は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間末は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日)			当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	311,468	1,447,090	1,758,559	223,961	1,087,027	1,310,989
有価証券	183,230	189,345	372,575	134,739	99,311	234,051
その他	493,461	889,732	1,383,194	600,660	566,768	1,167,429
資産計	988,160	2,526,168	3,514,329	959,361	1,753,108	2,712,470
元本	985,256	2,498,355	3,483,612	956,829	1,732,079	2,688,909
債権償却準備金	937	—	937	674	—	674
特別留保金	—	15,191	15,191	—	10,075	10,075
その他	1,966	12,622	14,588	1,858	10,953	12,811
負債計	988,160	2,526,168	3,514,329	959,361	1,753,108	2,712,470

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2. リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金1,758,559百万円のうち、破綻先債権額は5,806百万円、延滞債権額は35,364百万円、3ヵ月以上延滞債権額は2,691百万円、貸出条件緩和債権額は67,205百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は111,067百万円であります。

なお、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は541百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金1,310,989百万円のうち、破綻先債権額は4,875百万円、延滞債権額は16,842百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8,521百万円、貸出条件緩和債権額は25,821百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は56,061百万円であります。

なお、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は1,357百万円であります。

3. 金銭信託の有価証券には、貸付信託受益証券を含んでおり、同額が貸付信託の元本に計上されております。当該貸付信託受益証券の金額は前中間連結会計期間末168,000百万円、当中間連結会計期間末119,628百万円であります。

(参考)

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１．から３．までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成14年 9 月30日	平成15年 9 月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100	60
危険債権	311	157
要管理債権	699	343
正常債権	16,475	12,549

(6) 銀行業務の状況

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	7,774,659	708,487	24,560	8,458,587
	当中間連結会計期間	8,190,822	422,850	26,129	8,587,543
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,552,539	32,650	5,574	1,579,615
	当中間連結会計期間	1,600,179	43,322	4,593	1,638,908
うち定期性預金	前中間連結会計期間	5,712,048	675,724	18,983	6,368,789
	当中間連結会計期間	6,267,178	379,452	21,533	6,625,097
うちその他	前中間連結会計期間	510,071	113	2	510,181
	当中間連結会計期間	323,464	76	2	323,538
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,034,320	39,248	7,050	2,066,518
	当中間連結会計期間	1,251,706	—	140	1,251,566
総合計	前中間連結会計期間	9,808,980	747,735	31,610	10,525,105
	当中間連結会計期間	9,442,528	422,850	26,269	9,839,110

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額()」欄は、連結会社相互間の債権債務相殺消去額を表示しております。

3. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 通知預金

4. 定期性預金 = 定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年 9 月30日		平成15年 9 月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	8,352,799	100.00	—	—
製造業	1,358,586	16.26	—	—
農業	1,423	0.02	—	—
林業	1,044	0.01	—	—
漁業	1,000	0.01	—	—
鉱業	4,692	0.06	—	—
建設業	203,272	2.43	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	86,514	1.03	—	—
運輸・通信業	746,444	8.94	—	—
卸売・小売業、飲食店	820,826	9.83	—	—
金融・保険業	2,001,174	23.96	—	—
不動産業	993,130	11.89	—	—
サービス業	1,209,278	14.48	—	—
地方公共団体	1,013	0.01	—	—
その他	924,403	11.07	—	—
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	—	—	8,472,716	100.00
製造業	—	—	1,312,278	15.49
農業	—	—	1,705	0.02
林業	—	—	282	0.00
漁業	—	—	1,725	0.02
鉱業	—	—	3,981	0.05
建設業	—	—	174,899	2.06
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	91,604	1.08
情報通信業	—	—	278,789	3.29
運輸業	—	—	465,610	5.50
卸売・小売業	—	—	840,233	9.92
金融・保険業	—	—	2,243,834	26.48
不動産業	—	—	853,420	10.07
各種サービス業	—	—	1,110,643	13.11
地方公共団体	—	—	58,589	0.69
その他	—	—	1,035,124	12.22
海外及び特別国際金融取引勘定分	630,951	100.00	520,261	100.00
政府等	7,405	1.17	5,862	1.13
金融機関	2,680	0.43	1,642	0.31
その他	620,865	98.40	512,757	98.56
合計	8,983,751	—	8,992,977	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 平成14年 3 月 7 日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月 1 日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間末は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間末は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成14年 9 月30日	インドネシア	10,816
	合計	10,816
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.06)
平成15年 9 月30日	インドネシア	5,384
	合計	5,384
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.03)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業およびこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	721,845	—	—	721,845
	当中間連結会計期間	816,165	—	—	816,165
地方債	前中間連結会計期間	79,367	—	—	79,367
	当中間連結会計期間	37,412	—	—	37,412
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	271,660	—	—	271,660
	当中間連結会計期間	337,414	—	—	337,414
株式	前中間連結会計期間	804,799	—	6,080	798,719
	当中間連結会計期間	646,802	—	6,467	640,334
その他の証券	前中間連結会計期間	2,048,433	1,307,664	43,660	3,312,436
	当中間連結会計期間	902,011	1,037,661	24,709	1,914,962
合計	前中間連結会計期間	3,926,106	1,307,664	49,740	5,184,029
	当中間連結会計期間	2,739,805	1,037,661	31,177	3,746,289

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額()」欄は、連結会社相互間の債権債務相殺消去額を表示しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	128,775	130,674	1,899
うち信託報酬	26,618	31,627	5,008
うち信託勘定不良債権処理損失	16,514	2,239	14,275
貸出金償却	14,896	2,051	12,845
共同債権買取機構への債権売却損	1,386	—	1,386
バルクセール売却損	231	188	42
経費(除く臨時処理分)	58,189	55,524	2,664
人件費	23,480	23,008	471
物件費	32,296	30,056	2,239
税金	2,412	2,458	46
一般貸倒引当金純繰入額	—	—	—
業務純益	70,586	75,150	4,564
信託勘定償却前業務純益	87,100	77,390	9,710
信託勘定償却前業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	87,100	77,390	9,710
うち債券関係損益	7,010	12,831	5,820
臨時損益	32,298	12,763	19,535
株式関係損益	16,939	8,972	25,912
銀行勘定不良債権処理損失	6,867	10,549	3,681
貸出金償却	5,549	8,524	2,975
個別貸倒引当金純繰入額	—	—	—
共同債権買取機構への債権売却損	—	—	—
バルクセール売却損	1,181	14	1,195
特定海外債権引当勘定純繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	137	2,039	1,902
その他臨時損益	8,491	11,185	2,694
経常利益	38,287	62,387	24,099
特別損益	4,671	5,755	10,426
うち動産不動産処分損益	460	1,139	679
うち貸倒引当金戻入益	2,419	2,838	418
うち証券代行業業の一部営業譲渡益	23,900	—	23,900
うち退職給付信託設定損	29,023	—	29,023
税引前中間純利益	33,616	68,142	34,526
法人税、住民税及び事業税	51	44	7
法人税等調整額	13,403	27,708	14,305
中間純利益	20,160	40,389	20,228

- (注) 1. 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額
3. 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。
5. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び役職員に対する退職金支払額(経費の臨時処理分)等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

２．利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.21	1.11	0.10
貸出金利回	1.38	1.28	0.10
有価証券利回	0.94	0.83	0.11
(2) 資金調達利回	0.38	0.35	0.03
預金等利回	0.24	0.21	0.03
(3) 資金粗利鞘 -	0.83	0.76	0.07

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

３．ＲＯＥ(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金純繰入前)	30.13	26.51	3.62
業務純益ベース	24.41	25.74	1.33
中間純利益ベース	6.97	13.83	6.86

４．預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	985,256	956,829	28,427
		平残	1,037,173	954,313	82,860
	貸付信託	末残	2,498,355	1,732,079	766,275
		平残	2,816,169	1,911,746	904,423
	合計	末残	3,483,612	2,688,909	794,703
		平残	3,853,343	2,866,059	987,283
貸出金	金銭信託	末残	311,468	223,961	87,506
		平残	301,255	264,772	36,482
	貸付信託	末残	1,447,090	1,087,027	360,063
		平残	1,539,883	1,177,616	362,266
	合計	末残	1,758,559	1,310,989	447,570
		平残	1,841,139	1,442,389	398,749

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,780,553	2,116,704	663,849
法人	703,032	572,178	130,853
その他	26	26	0
合計	3,483,612	2,688,909	794,703

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	289,515	239,162	50,353
うち住宅ローン残高	213,651	191,437	22,214
うちその他ローン残高	75,863	47,725	28,138

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	639,322	487,029	152,293
総貸出金残高	百万円	1,874,215	1,499,722	374,493
中小企業等貸出金比率	/ %	34.1	32.5	1.6
中小企業等貸出先件数	件	32,207	27,747	4,460
総貸出先件数	件	32,675	28,103	4,572
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.6	98.7	0.2

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	末残	8,434,581	8,555,154	120,572
	平残	8,077,708	8,578,877	501,169
貸出金	末残	9,005,920	9,018,876	12,956
	平残	8,719,112	8,831,478	112,366

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	5,029,757	5,683,482	653,724
法人	2,141,956	2,032,405	109,551
合計	7,171,714	7,715,887	544,173

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	920,332	1,031,532	111,199
うち住宅ローン残高	533,535	659,586	126,051
うちその他ローン残高	386,797	371,945	14,851

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	3,883,100	4,099,649	216,548
総貸出金残高	百万円	8,591,067	8,653,322	62,255
中小企業等貸出金比率	/ %	45.2	47.4	2.2
中小企業等貸出先件数	件	108,857	105,549	3,308
総貸出先件数	件	110,338	106,888	3,450
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.7	98.7	0.0

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金 3 億円(ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円)以下の会社又は常用する従業員が 300 人(ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	617	490,643	641	457,877
計	617	490,643	641	457,877

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	285,853	287,015
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	239,272	240,435
	利益剰余金	192,252	151,114
	連結子会社の少数株主持分	89,064	89,610
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(注1)	83,000	83,000
	その他有価証券の評価差損()	23,725	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式()	4,284	4,393
	為替換算調整勘定	3,875	3,768
	営業権相当額()	—	—
	連結調整勘定相当額()	—	—
	計 (A)	774,558	760,014
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	33,677
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,277	3,357
	一般貸倒引当金	83,961	78,397
	負債性資本調達手段等	509,175	526,275
	うち永久劣後債務(注3)	201,900	128,675
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	307,275	397,600
	計	597,414	641,707
	うち自己資本への算入額 (B)	597,414	624,114
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	2,939	3,782
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,369,033	1,380,346
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	10,471,681	10,259,383
	オフ・バランス取引項目	1,324,309	1,086,430
	信用リスク・アセットの額 (F)	11,795,991	11,345,813
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	44,392	59,562
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	3,551	4,764
	計((F) + (G)) (I)	11,840,383	11,405,376
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100(%)		11.56	12.10

(注) 1. 「基本的項目」における「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」の主要な性質は次のとおりです。

- | | |
|---------|--|
| 発行体 | STB Preferred Capital (Cayman) Limited |
| 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| 発行期間 | 永久(ただし、10年経過後は監督当局の事前承認を前提として、発行体の任意により償還可能) |
| 配当率 | 6ヶ月円LIBOR + 3.00%
(金利のステップ・アップ特約がないことから資本への算入制限はありません) |
| 発行総額 | 830億円 |
| 払込日 | 1999年3月26日 |
| 配当支払の内容 | 当社の配当可能利益の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行体から支払われる。当社が直前の営業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、発行体は原則として発行証券について満額の配当を実施しなければならない。 |
| 配当停止条件 | 当社が直前の営業年度において、当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又はTier 1比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合。 |
| 残余財産請求権 | 発行証券の保有者は、発行体の有する当社向け永久劣後ローンを通じて実質的に当社優先株式と同順位の請求権を保有する。 |
2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年 9 月30日	平成15年 9 月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	285,853	287,015
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	239,272	240,435
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	44,503	45,603
	任意積立金	129,873	68,872
	中間未処分利益	26,198	45,846
	その他(注1)	83,086	83,086
	その他有価証券の評価差損()	23,820	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式()	4,284	4,393
	営業権相当額()	—	—
	計 (A)	780,682	766,467
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	32,951
	一般貸倒引当金	2,535	1,616
	負債性資本調達手段等	83,000	77,909
	うち永久劣後債務(注3)	509,175	526,275
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	201,900	128,675
	計	307,275	397,600
	うち自己資本への算入額 (B)	594,711	638,751
準補完的項目	短期劣後債務	594,711	624,385
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	876	966
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,374,516	1,389,886
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	10,459,705	10,221,909
	オフ・バランス取引項目	1,282,949	1,031,111
	信用リスク・アセットの額 (F)	11,742,654	11,253,020
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	41,350	58,446
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	3,308	4,675
	計((F) + (G)) (I)	11,784,004	11,311,467
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100(%)		11.66	12.28

(注) 1. 「基本的項目」における「その他」には「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」が含まれており、その主要な性質は次のとおりです。

- | | |
|---------|--|
| 発行体 | STB Preferred Capital (Cayman) Limited |
| 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| 発行期間 | 永久(ただし、10年経過後は監督当局の事前承認を前提として、発行体の任意により償還可能) |
| 配当率 | 6ヶ月円LIBOR + 3.00%
(金利のステップ・アップ特約がないことから資本への算入制限はありません) |
| 発行総額 | 830億円 |
| 払込日 | 1999年3月26日 |
| 配当支払の内容 | 当社の配当可能利益の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行体から支払われる。当社が直前の営業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、発行体は原則として発行証券について満額の配当を実施しなければならない。 |
| 配当停止条件 | 当社が直前の営業年度において、当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又はTier 1比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合。 |
| 残余財産請求権 | 発行証券の保有者は、発行体の有する当社向け永久劣後ローンを通じて実質的に当社優先株式と同順位の請求権を保有する。 |
2. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
3. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	601	198
危険債権	2,425	1,179
要管理債権	1,665	1,789
正常債権	90,484	91,782

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

デフレの長期化・各種構造改革の進展する中、株主の皆様・お客様・マーケットからの評価を維持し、従来型金融機関からの変革を図るためには、最終ネット利益を重視し、収益の下振れリスクを抑えつつ安定的成長を実現することが不可欠と考えております。当社は、「デフレ下においても、安定的に粗利益と当期純利益を確保し成長する、資産運用・情報プロセッシング金融機関」の確立を目指して、以下の各事業部門により、銀行・信託兼営の強みやシナジーを発揮してまいります。

○リテール事業部門

チャネル・商品サービスの変革を実施し、個人のお客様の利便性・サービスの向上、中長期受信の安定的確保に努めてまいります。特にダイレクトバンキングの変革を通じたお客様の利便性向上、高品質の商品ラインナップとお客様のニーズを重視した資産運用コンサルティングの高度化を進めてまいります。また、プライベートバンキング業務をリテール事業における「差別化の柱」「資産運用メインバンク実現のための最先端事業」と位置付け、信託・財産管理事業で培った専門性をより一層発揮してまいります。具体的には、既に取り扱いを開始したオルタナティブ商品をはじめとする運用・管理商品を中心に、他社にはない独自のサービスを提供してまいります。

○ホールセール事業部門

「相対型」と信事業に加え、債権流動化商品やシンジケート・ローン等の「市場型」と信事業により、貸出先の分散と信用コスト控除後収益を重視した貸出ポートフォリオの変革を行ってまいります。更に、お客様の資金をABS・貸出債権・社債等の多様なクレジット商品に幅広く投資・運用する「資産運用型」ビジネスの本格展開により、スプレッド収入からフィー収入へと収益構造の変革を図ってまいります。また、銀行・信託兼営の多様な機能をフルに発揮することで、お客様の経営課題にソリューション(解決策)を提供いたします。

○マーケット資金事業部門

当社の資産と負債の総合管理(ALM)機能を果たしつつ、マーケットリスクのマネージにより、運用収益の極大化・安定化を図ります。また、お客様に金利・為替デリバティブなど最先端の金融商品を提供してまいります。

○受託事業部門

投資マネージ事業

伝統的資産運用からオルタナティブ投資まで幅広い運用商品を、コンサルティングを通じて提供する次世代型運用機関としての地位を早期に確立いたします。また、本年7月に提供を開始した企業年金向け社会的責任投資(SRI)を通じて、社会的責任(CSR)に積極的な企業への投資を行ない、SRIマーケットの拡大・浸透を目指しながら、社会の持続的成長に資する新たな資金循環ルートの確立を図ってまいります。

年金信託事業

お客様の企業年金制度・運用の多様なニーズに対応し、コンサルティングを通じて企業年金に関

するソリューションを提供することにより、制度・運用の両面に強みをもつ、年金総合受託機関としての地位を確立いたします。

証券管理サービス事業

我が国最大規模の受託資産を誇る日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日系のグローバル・カストディアンとして最大級の規模を誇る Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)を軸に、「我が国を代表する資産管理プラットフォーム」の構築に取り組んでまいります。

証券代行業業

日本証券代行株式会社と共同設立した日本T Aソリューション株式会社を中心に、今後、ワークフロー機能・Web活用の拡充を開発コンセプトとした次世代証券代行システム「NEO CAROL」を投入し、他に例のない新たなビジネスモデルを構築してまいります。

○不動産事業部門

お客様に対するソリューション提案、証券化ノウハウ・全国規模の不動産情報の提供等を通じて、収益力の高い不動産コーディネーターを目指してまいります。

こうした営業・事業モデル実現に向けた諸施策を、逸早く軌道に乗せるため、人事制度の変革も推進してまいります。今年度下期から導入いたしました新しい人事制度では、個人の役割・成果に、より一層スポットライトを当て、従来の職掌・資格に捉われず、部門特性に応じた処遇制度を確立し、従業員のモチベーションを高めながら、お客様へのサービス向上・変革の推進をサポートいたします。

また、本年6月に企業の社会的責任(CSR)遂行に向けた活動の統括部署として「社会活動統括室」を新設いたしました。こうした活動の一環として、10月には国連環境計画(UNEP FI)に署名し、環境配慮活動に積極的に取り組むことをグローバルに宣言しております。当社には、風力発電のプロジェクトファイナンス・公益信託を通じた自然保護活動等の実績がありますが、金融機関に求められる環境配慮活動に、より積極的に取り組み、新たなビジネスの展開を模索してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した増改築等は次のとおりであります。

銀行信託事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	—	ニューヨーク 支店	北米地区	店舗・事務所	—	3,206	平成15年 6 月

(注) 店舗・事務所の集約化による改築であります。

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行信託事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当社	—	社宅	大阪府 吹田市 他	社宅	7,417	2,009	63	0	2,073	—

(注) 売却による異動であります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更があったものはありません。

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行信託事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
当社	—	虎ノ門コン サルティン グオフィス	東京都港区	新設	店舗・事務所	382	72	自己資金	平成15年 7 月	平成15年 12月
		事務機械	—	改修 その他	(注2)	2,102	—	自己資金	平成15年 10月	平成16年 9 月
		その他	—	改修	(注2)	1,213	—	自己資金	平成15年 10月	平成16年 9 月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税等を含んでおりません。

2. 「事務機械」及び「その他」の主なものは、各々店舗設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	3,000,000,000
優先株式	250,000,000
計	3,250,000,000

(注) 株式の消却又は優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月19日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,464,097,764	同左	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部) ロンドン証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注) 1 .
第一回優先株式	125,000,000	同左	—	(注) 2 .
計	1,589,097,764	同左	—	—

(注) 1 . 提出日現在発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

2 . 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主への利益配当金に先立ち、優先株式1株につき年6円8銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が 〆の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主への中間配当金に先立ち、優先株式1株につき3円4銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき800円を支払う。優先株主に対しては、上記800円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。また、平成21年3月30日に、優先株式1株につき800円に、その時点の普通株式の時価を乗じ、その時点において有効な転換価額で除した価額を償還価額として、優先株式の全部又は一部の償還をすることができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。ここで普通株式の時価とは、償還に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値をいう。

(4) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。

(5) 株式の併合又は分割、新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式につき株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成13年4月1日から平成21年3月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は350円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成12年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)において、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を時価とし、当該時価に1.025を乗じた価額に修正されるものとする。

ただし、当該価額が245円(以下「下限転換価額」といい、下記 の調整を受ける)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の平均値は に準じて調整される。

なお、本条項に基づき、平成14年10月1日から平成15年9月30日までの転換価額は534円、平成15年10月1日以降の新転換価額は481円となっております。

転換価額の調整

転換価額(下限転換価額を含む)は当社が優先株式を発行後、1株当たり時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式によって調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される調整後転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額を転換価額で除した数とし、転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(7) 普通株式への一斉転換

優先株式のうち、平成21年3月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年3月31日(以下「一斉転換日」という)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。この場合当該平均値が245円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(8) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

当社は、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

平成14年6月27日定時株主総会決議	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,514	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	2,514 (注) 1 .	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2 .	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成18年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3 .	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4 .	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5 .	同左

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき普通株式1,000株。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2 . 1 株につき656円に目的となる株式の数を乗じた金額。

なお、新株予約権を発行後に当社が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 . 1 株につき328円を資本に組入れる。ただし、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を移転する場合は資本組入れは生じない。

4 . 新株予約権者は、権利行使期間中であればいつでも権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員及び使用人との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるものとする。

5 . 新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

新株予約権は質入れその他一切の処分をすることができない。

平成15年 6 月27日定時株主総会決議	中間会計期間末現在 (平成15年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,186	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	1,186 (注) 1 .	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2 .	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年 7 月 1 日 至 平成19年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3 .	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4 .	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5 .	同左

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき普通株式1,000株。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2 . 1 株につき415円に目的となる株式の数を乗じた金額。

なお、新株予約権を発行後に当社が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり行使価額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 . 1 株につき208円を資本に組入れる。ただし、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を移転する場合は資本組入れは生じない。

4 . 新株予約権者は、権利行使期間中であればいつでも権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員及び使用人との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるものとする。

5 . 新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

新株予約権は質入れその他一切の処分をすることができない。

旧転換社債

当社は、旧商法に基づく転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)			提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)		
	残高(千円)	転換価格(円)	資本組入額 (1株につき円)	残高(千円)	転換価格(円)	資本組入額 (1株につき円)
2007年10月1日満期 円建劣後転換社債 (平成9年6月25日)	75,000	500.00	(注)	75,000	500.00	(注)

(注) 転換により発行される株式の発行価額中資本に組み入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときは、その端数を切上げた額とする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日	—	1,464,097 (普通株式) 125,000 (優先株式)	—	287,015,570	—	240,435,149

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	126,704	8.65
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	82,117	5.60
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 ボストン市私書箱351号 02101	26,015	1.77
株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東 1丁目2番47号	23,984	1.63
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	21,388	1.46
UFJ信託銀行株式会社 (信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	20,751	1.41
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7番1号	20,052	1.36
メロン バンク トリーティー クライアーツ オムニバス (常任代理人 香港上海銀行)	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 ボストン市ワンボストンプレイス 02108	18,318	1.25
株式会社住友倉庫	大阪府大阪市西区川口2丁目1番5号	18,200	1.24
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	英国ロンドン市コールマンズストリート ウールゲートハウス EC2P 2HD	17,147	1.17
計	—	374,680	25.59

第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	125,000	100.00
計	—	125,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 125,000,000	—	「(1)株式の総数等」に記載の第一回優先株式
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,952,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,455,716,000	1,455,716	同上
単元未満株式	普通株式 2,429,764	—	同上
発行済株式総数	1,589,097,764	—	—
総株主の議決権	—	1,455,716	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が278千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が278個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式477株が含まれております。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 住友信託銀行 株式会社	大阪府大阪市中央区 北浜四丁目5番33号	5,952,000	—	5,952,000	0.40
計	—	5,952,000	—	5,952,000	0.40

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成15年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高(円)	339	374	441	500	526	597
最低(円)	288	305	343	413	396	491

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回優先株式

当優先株式は、証券取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名及び職名	氏名	退任年月日
取締役兼常務執行役員	水上 博和	平成15年11月14日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		732,082	4.19	425,844	2.82	673,327	4.27
コールローン及び買入手形		362,909	2.08	61,914	0.41	47,596	0.30
買入金銭債権		61,724	0.35	97,783	0.65	98,668	0.62
特定取引資産	7	517,808	2.96	246,328	1.63	679,926	4.31
金銭の信託		95,068	0.54	0	0.00	—	—
有価証券	1, 7	5,184,029	29.66	3,746,289	24.84	3,458,250	21.92
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7	8,983,751	51.41	8,992,977	59.63	9,143,155	57.94
外国為替	6, 7	12,314	0.07	9,596	0.06	13,534	0.09
その他資産	7, 9, 12	1,006,328	5.76	963,464	6.39	1,089,701	6.91
動産不動産	7, 10, 11	119,206	0.68	110,832	0.74	116,026	0.73
繰延税金資産		225,292	1.29	212,063	1.41	279,420	1.77
支払承諾見返		340,552	1.95	327,807	2.17	319,217	2.02
貸倒引当金		165,141	0.94	113,853	0.75	139,060	0.88
資産の部合計		17,475,927	100.00	15,081,048	100.00	15,779,764	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	8,458,587	48.40	8,587,543	56.94	8,698,805	55.13
譲渡性預金		2,066,518	11.83	1,251,566	8.30	1,558,646	9.88
コールマネー及び売渡手形	7	266,372	1.52	190,500	1.26	268,700	1.70
売現先勘定	7	1,028,870	5.89	818,273	5.43	928,932	5.89
債券貸借取引受入担保金	7	1,450,828	8.30	502,636	3.33	386,870	2.45
特定取引負債		309,316	1.77	46,729	0.31	330,403	2.09
借入金	13	74,369	0.43	151,329	1.00	141,657	0.90
外国為替		9,486	0.05	12,862	0.09	9,718	0.06
社債	14	446,675	2.56	403,500	2.68	306,100	1.94
新株予約権付社債	15	2,400	0.01	75	0.00	75	0.00
信託勘定借		1,522,463	8.71	1,358,198	9.01	1,477,346	9.36
その他負債		706,468	4.04	610,191	4.05	624,572	3.96
賞与引当金		3,660	0.02	3,654	0.02	3,975	0.03
退職給付引当金		3,294	0.02	2,302	0.02	2,279	0.02
繰延税金負債		60	0.00	190	0.00	178	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	3,684	0.02	2,956	0.02	3,702	0.02
連結調整勘定		1,936	0.01	1,383	0.01	1,659	0.01
支払承諾		340,552	1.95	327,807	2.17	319,217	2.02
負債の部合計		16,695,548	95.53	14,271,700	94.64	15,062,840	95.46
(少数株主持分)							
少数株主持分		89,075	0.51	89,655	0.59	89,093	0.56
(資本の部)							
資本金		285,853	1.64	287,015	1.90	287,015	1.82
資本剰余金		239,272	1.37	240,435	1.59	240,435	1.52
利益剰余金		192,252	1.10	151,114	1.00	114,190	0.72
土地再評価差額金	10	5,820	0.03	4,506	0.03	5,604	0.04
その他有価証券評価差額金		23,735	0.14	44,782	0.30	11,309	0.07
為替換算調整勘定		3,875	0.02	3,768	0.02	3,741	0.02
自己株式		4,284	0.02	4,393	0.03	4,363	0.03
資本の部合計		691,303	3.96	719,692	4.77	627,830	3.98
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		17,475,927	100.00	15,081,048	100.00	15,779,764	100.00

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	299,295	100.00	262,014	100.00	562,687	100.00
信託報酬		26,618		31,627		71,382	
資金運用収益		142,798		107,363		270,666	
(うち貸出金利息)		(67,426)		(61,338)		(132,000)	
(うち有価証券利息配当金)		(66,187)		(42,904)		(122,966)	
役務取引等収益		27,429		33,203		59,445	
特定取引収益		5,092		3,008		8,094	
その他業務収益		79,732		60,227		123,267	
その他経常収益		17,623		26,584		29,832	
経常費用	2	258,906	86.51	195,381	74.57	628,847	111.76
資金調達費用		66,299		58,668		119,054	
(うち預金利息)		(22,446)		(16,129)		(41,306)	
役務取引等費用		9,032		8,239		23,353	
特定取引費用		—		—		478	
その他業務費用		69,214		24,031		118,963	
営業経費		68,094		66,545		135,147	
その他経常費用		46,264		37,897		231,850	
経常利益(は経常損失)		40,389	13.49	66,632	25.43	66,159	11.76
特別利益	3	1,826	0.61	8,642	3.30	2,728	0.49
特別損失	4	31,353	10.47	3,004	1.15	63,061	11.21
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前 中間(当期)純損失)		10,862	3.63	72,270	27.58	126,493	22.48
法人税、住民税及び事業税		581	0.19	532	0.20	1,028	0.18
法人税等調整額		3,759	1.26	28,932	11.04	57,483	10.21
少数株主利益		1,305	0.44	1,843	0.71	2,927	0.52
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		5,216	1.74	40,961	15.63	72,967	12.97

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		237,472	240,435	237,472
資本剰余金増加高		1,800	—	2,962
新株予約権の行使による 新株の発行		1,800	—	2,962
資本剰余金中間期末(期末)残高		239,272	240,435	240,435
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		195,034	114,190	195,034
利益剰余金増加高		5,216	42,059	116
中間(当期)純利益		5,216	40,961	—
土地再評価差額金の取崩に 伴う増加高		—	1,098	116
利益剰余金減少高		7,998	5,135	80,960
中間(当期)純損失		—	—	72,967
配当金		7,993	5,134	7,993
土地再評価差額金の取崩に 伴う減少高		5	—	—
自己株式処分差損		—	0	—
利益剰余金中間期末(期末)残高		192,252	151,114	114,190

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益()は税金等調整前 中間(当期)純損失)		10,862	72,270	126,493
減価償却費		3,323	2,860	6,785
連結調整勘定償却額		275	276	552
持分法による投資損益()		258	1,053	786
貸倒引当金の増加額		56,420	25,206	82,501
債権売却損失引当金の増加額		250	—	250
賞与引当金の増加額		1,091	321	776
退職給付引当金の増加額		779	23	235
資金運用収益		142,798	107,363	270,666
資金調達費用		66,299	58,668	119,054
有価証券関係損益()		20,896	21,663	81,319
金銭の信託の運用損益()		588	2	1,402
為替差損益()		93,519	65,385	51,557
動産不動産処分損益()		491	1,170	1,712
特定取引資産の純増()減		1,980	433,597	164,099
特定取引負債の純増減()		106,271	283,674	127,358
貸出金の純増()減		60,648	150,332	219,972
預金の純増減()		286,785	111,261	527,003
譲渡性預金の純増減()		464,266	307,079	43,605
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		22,279	328	7,991
預け金(日銀預け金を除く)の 純増()減		272,906	37,020	20,923
コールローン等の純増()減		275,245	13,433	3,122
債券貸借取引支払保証金の 純増()減		1,004	—	1,004
コールマネー等の純増減()		260,676	188,859	358,286
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		574,070	115,765	489,887
外国為替(資産)の純増()減		30,000	3,921	35,549
外国為替(負債)の純増減()		4,676	3,143	4,908
信託勘定借の純増減()		551,983	119,147	597,100
資金運用による収入		162,978	127,269	278,581
資金調達による支出		72,874	65,594	121,339
その他		152,946	92,440	62,958
小計		147,099	338,209	1,400,166
法人税等の支払額		736	521	1,171
営業活動による キャッシュ・フロー		147,836	338,731	1,401,338

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		6,232,412	3,422,963	8,816,946
有価証券の売却による収入		5,365,478	2,754,765	8,674,149
有価証券の償還による収入		709,236	620,642	1,428,656
金銭の信託の増加による支出		36,000	0	36,000
金銭の信託の減少による収入		—	—	94,241
動産不動産の取得による支出		2,626	1,320	5,593
動産不動産の売却による収入		782	2,587	2,096
連結子会社株式の取得による 支出		—	—	387
投資活動による キャッシュ・フロー		195,539	46,288	1,340,216
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		25,500	10,000	78,500
劣後特約付借入金返済に よる支出		60,000	—	60,000
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の発行による収入		21,348	97,009	21,348
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出		8,000	—	148,726
少数株主からの払込 による収入		800	—	800
配当金支払額		7,982	5,131	7,983
少数株主への配当金支払額		1,324	1,305	2,645
自己株式の取得による支出		—	30	130
自己株式の売却による収入		—	1	—
その他		48	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー		29,706	100,542	118,838
現金及び現金同等物に係る 換算差額		2,934	27	2,828
現金及び現金同等物の 増加額		376,016	284,504	182,788
現金及び現金同等物の 期首残高		664,515	481,726	664,515
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		288,498	197,221	481,726

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 21社 主要な会社名 住信住宅販売株式会社 住信アセットマネジメント株式会社 Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd. (2) 非連結子会社 主要な会社名 アイ・ジー・エフ株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 20社 主要な会社名 すみしん不動産株式会社 住信アセットマネジメント株式会社 Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd. (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 20社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、住信住宅販売株式会社は、平成15年 4月 1日付ですみしん不動産株式会社に商号変更しております。また、日本T Aソリューション株式会社は、議決権の80%取得により当連結会計年度から連結しております。FCSC Corporationは清算により、除外しております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 5社 主要な会社名 住信リース株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ビジネクスト株式会社	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 5社 主要な会社名 住信リース株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ビジネクスト株式会社	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 5社 主要な会社名 住信リース株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ビジネクスト株式会社 なお、人事サービス・コンサルティング株式会社は、設立により当連結会計年度から持分法の対象としております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(3) 持分法非適用の非連結 子会社及び関連会社 主要な会社名 OIF (PANAMA) S.A. 宝栄興産株式会社 持分法非適用の非連結子 会社及び関連会社は、中 間純損益(持分に見合う 額)及び利益剰余金(持分 に見合う額)等からみ て、持分法の対象から除 いても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えない ため、持分法の対象から 除いております。	(3) 持分法非適用の非連結 子会社及び関連会社 主要な会社名 日本機械リース販売株 式会社 持分法非適用の非連結子 会社及び関連会社は、中 間純損益(持分に見合う 額)及び利益剰余金(持分 に見合う額)等からみ て、持分法の対象から除 いても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えない ため、持分法の対象から 除いております。	(3) 持分法非適用の非連結 子会社及び関連会社 主要な会社名 宝栄興産株式会社 OIF(PANAMA)S.A. 持分法非適用の非連結子 会社及び関連会社は、当 期純損益(持分に見合う 額)及び利益剰余金(持分 に見合う額)等からみ て、持分法の対象から除 いても連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。
3 . 連結子会社の(中 間)決算日等に関 する事項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 2 月末日 1 社 6 月末日 8 社 7 月末日 1 社 9 月末日 11社 (2) 当中間連結会計期間よ り連結子会社とした 2 月 末日を中間決算日とする 子会社については、 9 月 末日現在で実施した仮決 算に基づく財務諸表によ り、またその他の連結子 会社は、それぞれの中間 決算日の財務諸表により 連結しております。 中間連結決算日と上記の 中間決算日等との間に生 じた重要な取引について は、必要な調整を行なっ ております。	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 2 月末日 1 社 6 月末日 7 社 7 月末日 1 社 9 月末日 11社 (2) 2 月末日を中間決算日 とする連結子会社につい ては、 8 月末日現在で実 施した決算に基づく財務 諸表により、またその他 の連結子会社は、それぞ れの中間決算日の財務諸 表により連結しておりま す。 中間連結決算日と上記の 中間決算日等との間に生 じた重要な取引について は、必要な調整を行なっ ております。	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 8 月末日 1 社 12月末日 7 社 1 月末日 1 社 3 月末日 11社 (2) 8 月末日を決算日とす る連結子会社について は、 2 月末日現在で実施 した仮決算に基づく財務 諸表により、また、その 他の連結子会社について は、それぞれの決算日の 財務諸表により連結して おります。 連結決算日と上記の決算 日等との間に生じた重要 な取引については、必要 な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算日前1ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3 年～60年 動産 2 年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として 5 年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3 年～60年 動産 2 年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当てております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、主として当社と同様の償却・引当基準に則り、計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は262,553百万円であります。	務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については	務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,573百万円であります。	過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は157,499百万円であります。
	(6) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 会計基準変更時差異(17,503百万円)については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては、同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。		時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 会計基準変更時差異(17,503百万円)については、主として5年による按分額を費用処理しております。
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(10)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方 法によった場合と比較して、「その他資産」及び「その他負債」は1,874百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、特定取引目的の通貨スワップ取引に係るものは「特定取引資産」及び「特定取引負債」に、その他に係るものは「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方 法によった場合と比較して、「特定取引資産」及び「特定取引負債」は49百万円増加、「その他資産」及び「その他負債」は100,252百万円増加しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間 接決算日等の為替相場により換算して おります。	また、先物為替取引等に 係る円換算差金について は、連結貸借対照表上、 相殺表示しております。 資金関連スワップ取引に ついては、日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第25号に規定する経 過措置に基づき、債権元 本相当額及び債務元本相 当額の連結決算日の為替 相場による正味の円換算 額を連結貸借対照表に計 上し、異種通貨間の金利 差を反映した直先差金は 直物外国為替取引の決済 日の属する期から先物外 国為替取引の決済日の属 する期までの期間にわた り発生主義により連結損 益計算書に計上すると ともに、連結決算日の未収 収益又は未払費用を計上 しております。 なお、資金関連スワップ 取引とは、異なる通貨で の資金調達・運用を動機 として行われ、当該資金 の調達又は運用に係る元 本相当額を直物買為替又 は直物売為替とし、当該 元本相当額に将来支払う べき又は支払を受けるべ き金額・期日の確定して いる外貨相当額を含めて 先物買為替又は先物売為 替とした為替スワップ取 引であります。 異なる通貨での資金調 達・運用を動機とし、契 約締結時における元本相 当額の支払額又は受取額 と通貨スワップ契約満了 時における元本相当額の 受取額又は支払額が同額 で、かつ、元本部分と金 利部分に適用されるスワ ップレートが合理的なレ ートである直先フラット 型の通貨スワップ取引

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			(利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(9) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同左	(9) リース取引の処理方法 同左
	(10)重要なヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士	(10)重要なヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。	協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は281,514百万円、繰延ヘッジ利益は270,754百万円であります。 (口)為替変動リスク・ヘッジ 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会	する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		報告第25号による経過措置を適用しておりますが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。 (ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
	(11)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、主として当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(11)消費税等の会計処理 同左	(11)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は主として当連結会計年度の費用に計上しております。
	(12)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(12)税効果会計に関する事項 同左	_____
	_____	_____	(13)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったこと

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			とに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年 4月 1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、当社については中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。連結子会社については中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、当社については連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。連結子会社については連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前中間連結会計期間において「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」は、当中間連結会計期間から「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。 (2) 前中間連結会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」として表示しております。	_____
(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前中間連結会計期間における「債券借入取引担保金の純増()減」、「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増()減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。 (2) 前中間連結会計期間における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。	_____

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
(外貨建取引等会計基準) 当社は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、時価ヘッジを適用しております。 なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結会計期間末の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結会計期間末の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結会計期間末の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結会計期間末の未収収益又は未払費用を計上しております。		
(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年 2 月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。	_____	_____

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金2,264百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3 月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4 月 9 日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1 月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,693百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2 月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。 上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当連結会計年度は2,458百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ「経常損失」は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は12,318百万円減少しました。

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「其他有価証券評価差額金」は、それぞれ103百万円、378百万円減少し、「土地再評価差額金」は103百万円増加しております。 また、大阪府に係る事業税の課税標準について、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年 4 月 4 日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5 月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年 4 月 1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4 月 1 日以後開始する事業年度より適用されることになりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2 の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとしたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は8,255百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「其他有価証券評価差額金」は、それぞれ69百万円、253百万円減少し、

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		「土地再評価差額金」は69百万円増加しております。 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第 9 号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年 4 月 1 日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,793百万円が含まれております。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,845百万円、延滞債権額は290,555百万円であります。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は538百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,089百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	1. 有価証券には、関連会社の株式19,199百万円が含まれております。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,840百万円、延滞債権額は124,020百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,241百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,917百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	1. 有価証券には、関連会社の株式20,244百万円が含まれております。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,912百万円、延滞債権額は166,152百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,637百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																																
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は162,188百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は468,679百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は29,201百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>187,971百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>2,818,532百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>269,483百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>37,444百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>159,689百万円</td></tr><tr><td>売現先勘定</td><td>1,028,870百万円</td></tr><tr><td>債券貸借取引</td><td>1,450,828百万円</td></tr><tr><td>受入担保金</td><td></td></tr></table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券382,650百万円を差し入れております。	特定取引資産	187,971百万円	有価証券	2,818,532百万円	貸出金	269,483百万円	預金	37,444百万円	コールマネー及び売渡手形	159,689百万円	売現先勘定	1,028,870百万円	債券貸借取引	1,450,828百万円	受入担保金		4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は168,336百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は315,114百万円であります。 ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,241百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,831百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>144,089百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,788,704百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>243,381百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>32,077百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>137,100百万円</td></tr><tr><td>売現先勘定</td><td>818,273百万円</td></tr><tr><td>債券貸借取引</td><td>502,636百万円</td></tr><tr><td>受入担保金</td><td></td></tr></table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券368,364百万円を差し入れております。	特定取引資産	144,089百万円	有価証券	1,788,704百万円	貸出金	243,381百万円	預金	32,077百万円	コールマネー及び売渡手形	137,100百万円	売現先勘定	818,273百万円	債券貸借取引	502,636百万円	受入担保金		4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は155,410百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は338,113百万円であります。 ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,996百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>276,031百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,420,050百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>277,941百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>22,079百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>268,700百万円</td></tr><tr><td>売現先勘定</td><td>928,932百万円</td></tr><tr><td>債券貸借取引</td><td>386,870百万円</td></tr><tr><td>受入担保金</td><td></td></tr></table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券394,528百万円を差し入れております。	特定取引資産	276,031百万円	有価証券	1,420,050百万円	貸出金	277,941百万円	預金	22,079百万円	コールマネー及び売渡手形	268,700百万円	売現先勘定	928,932百万円	債券貸借取引	386,870百万円	受入担保金	
特定取引資産	187,971百万円																																																	
有価証券	2,818,532百万円																																																	
貸出金	269,483百万円																																																	
預金	37,444百万円																																																	
コールマネー及び売渡手形	159,689百万円																																																	
売現先勘定	1,028,870百万円																																																	
債券貸借取引	1,450,828百万円																																																	
受入担保金																																																		
特定取引資産	144,089百万円																																																	
有価証券	1,788,704百万円																																																	
貸出金	243,381百万円																																																	
預金	32,077百万円																																																	
コールマネー及び売渡手形	137,100百万円																																																	
売現先勘定	818,273百万円																																																	
債券貸借取引	502,636百万円																																																	
受入担保金																																																		
特定取引資産	276,031百万円																																																	
有価証券	1,420,050百万円																																																	
貸出金	277,941百万円																																																	
預金	22,079百万円																																																	
コールマネー及び売渡手形	268,700百万円																																																	
売現先勘定	928,932百万円																																																	
債券貸借取引	386,870百万円																																																	
受入担保金																																																		

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
また、動産不動産のうち保証金権利金は44,086百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,979百万円、デリバティブ取引の差入担保金は23,650百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,483百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,734,954百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,564,550百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	また、動産不動産のうち保証金権利金は19,239百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は10,797百万円、デリバティブ取引の差入担保金は15,419百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は7,460百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,323,533百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,079,690百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	また、動産不動産のうち保証金権利金は20,198百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は16,884百万円、デリバティブ取引の差入担保金は22,087百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,715百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,249,180百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,035,292百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は519,085百万円、繰延ヘッジ利益の総額は441,717百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 11. 動産不動産の減価償却累計額 102,601百万円	9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は303,849百万円、繰延ヘッジ利益の総額は277,904百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 11. 動産不動産の減価償却累計額 101,289百万円 12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行い審理が開始されております。	9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は414,813百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,404百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,870百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 103,644百万円 12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額5,814百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行っております。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金60,500百万円が含まれております。 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 15. 新株予約権付社債は、連結子会社の発行する交換劣後特約付社債であります。 16. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託985,256百万円、貸付信託2,498,355百万円であります。	13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金123,500百万円が含まれております。 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 15. 新株予約権付社債は、全額連結子会社の発行する交換劣後特約付社債であります。 16. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託956,829百万円、貸付信託1,732,079百万円あります。	13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金113,500百万円が含まれております。 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 15. 新株予約権付社債は、全額連結子会社の発行する交換劣後特約付社債であります。 16. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託968,763百万円、貸付信託2,110,727百万円あります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
2. その他経常費用には、貸出金償却5,575百万円及び株式等償却12,087百万円を含んでおります。 3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益1,492百万円を含んでおります。 4. 特別損失には、退職給付信託設定損29,023百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,829百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益19,923百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却8,552百万円、株式等売却損8,401百万円を含んでおります。 3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立に伴う還付税金及び還付加算金5,285百万円、貸倒引当金戻入益2,749百万円を含んでおります。 4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,829百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却40,669百万円、株式等売却損41,151百万円及び株式等償却101,044百万円を含んでおります。 4. 特別損失には、退職給付信託設定損57,469百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額3,659百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (単位 百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (単位 百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連 結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (単位 百万円)
平成14年 9 月30日現在	平成15年 9 月30日現在	平成15年 3 月31日現在
現金預け金勘定 732,082	現金預け金勘定 425,844	現金預け金勘定 673,327
当社の預け金 443,584	当社の預け金 228,622	当社の預け金 191,601
(日銀預け金を除く)	(日銀預け金を除く)	(日銀預け金を除く)
現金及び現金同等物 288,498	現金及び現金同等物 197,221	現金及び現金同等物 481,726

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,954百万円 その他 ー百万円 合計 3,954百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,166百万円 その他 ー百万円 合計 3,166百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 787百万円 その他 ー百万円 合計 787百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 459百万円 1年超 328百万円 合計 787百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 327百万円 減価償却費相当額 327百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2,417百万円 1年超 20,549百万円 合計 22,966百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,734百万円 その他 ー百万円 合計 1,734百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,247百万円 その他 ー百万円 合計 1,247百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 486百万円 その他 ー百万円 合計 486百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 221百万円 1年超 265百万円 合計 486百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 246百万円 減価償却費相当額 246百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2,417百万円 1年超 18,131百万円 合計 20,549百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,193百万円 その他 ー百万円 合計 2,193百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,572百万円 その他 ー百万円 合計 1,572百万円 年度末残高相当額 動産 621百万円 その他 ー百万円 合計 621百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 303百万円 1年超 318百万円 合計 621百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 559百万円 減価償却費相当額 559百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2,417百万円 1年超 19,340百万円 合計 21,758百万円

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	23,691	24,485	794	861	67
合計	23,691	24,485	794	861	67

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	840,338	722,175	118,162	46,379	164,542
債券	1,064,772	1,072,800	8,028	8,707	679
国債	720,642	721,845	1,203	1,284	81
地方債	76,460	79,367	2,907	2,908	1
社債	267,669	271,587	3,917	4,514	596
その他	3,162,764	3,233,984	71,219	85,158	13,938
合計	5,067,875	5,028,959	38,915	140,245	179,160

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、12,744百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

３．時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場外国証券	64,497
非上場株式(店頭売買株式を除く)	57,751
貸付信託受益証券	24,844

当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	15,784	16,380	595	612	17
合計	15,784	16,380	595	612	17

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	487,067	557,701	70,633	108,742	38,108
債券	1,203,934	1,190,992	12,942	4,877	17,819
国債	832,231	816,165	16,065	302	16,368
地方債	37,358	37,412	53	658	605
短期社債	—	—	—	—	—
社債	334,344	337,414	3,069	3,916	846
その他	1,803,951	1,820,429	16,478	31,441	14,963
合計	3,494,953	3,569,123	74,169	145,062	70,892

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したもののについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、781百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場外国証券	94,171
非上場株式(店頭売買株式を除く)	63,432
貸付信託受益証券	11,027

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」の中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1．売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	345,866	173

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	18,022	18,700	678	999	320
合計	18,022	18,700	678	999	320

(注) 1．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3．その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	588,781	525,156	63,625	35,432	99,057
債券	1,095,127	1,103,590	8,462	8,560	98
国債	771,895	773,056	1,161	1,220	59
地方債	31,504	32,739	1,234	1,238	4
短期社債	—	—	—	—	—
社債	291,727	297,793	6,066	6,101	34
その他	1,583,417	1,619,188	35,770	47,463	11,692
合計	3,267,326	3,247,934	19,391	91,456	110,848

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式について95,648百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	8,906,938	132,072	110,214

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場外国証券	121,750
非上場株式(店頭売買株式を除く)	55,710
貸付信託受益証券	18,071

7. 保有目的を変更した有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	333,890	689,336	78,661	1,701
国債	305,395	467,661	—	—
地方債	—	16,514	16,225	—
短期社債	—	—	—	—
社債	28,495	205,161	62,436	1,701
その他	157,272	615,988	737,424	205,440
合計	491,163	1,305,325	816,085	207,141

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1．満期保有目的の金銭の信託(平成14年 9 月30日現在)

該当ありません。

2．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年 9 月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1．満期保有目的の金銭の信託(平成15年 9 月30日現在)

該当ありません。

2．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年 9 月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	0	0	—	—	—

前連結会計年度末

1．運用目的の金銭の信託(平成15年 3 月31日現在)

該当ありません。

2．満期保有目的の金銭の信託(平成15年 3 月31日現在)

該当ありません。

3．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年 3 月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	39,132
その他有価証券	39,132
(+)繰延税金資産	15,151
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	23,981
(-)少数株主持分相当額	10
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	255
その他有価証券評価差額金	23,735

(注) 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	73,810
その他有価証券	73,810
(-)繰延税金負債	29,594
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	44,215
(-)少数株主持分相当額	44
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	611
その他有価証券評価差額金	44,782

(注) 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

- 其他有価証券評価差額金(平成15年 3 月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	19,637
其他有価証券	19,637
(+)繰延税金資産	8,072
其他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,564
(-)少数株主持分相当額	20
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	275
其他有価証券評価差額金	11,309

(注) 時価のない外貨建其他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「其他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	売建	4,817,998	15,174	15,174
	買建	4,800,517	15,417	15,417
	金利オプション			
	売建	1,068,807	687	344
	買建	1,057,700	690	342
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ			
	受取固定・支払変動	10,716,531	296,766	296,766
	受取変動・支払固定	10,162,090	301,169	301,169
	受取変動・支払変動	2,187,100	4,998	4,998
	金利オプション			
	売建	506,866	1,700	1,566
	買建	277,046	3,398	554
	その他	—	—	—
	合計	—	2,539	2,957

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	48,021	3,117	3,117

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)2.の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	569,907	1,162	1,162

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	—
	通貨オプション	—
店頭	為替予約	
	売建	2,331,072
	買建	2,651,359
	通貨オプション	
	売建	110,680
	買建	84,121
	その他	—

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物			
	売建	11,233	145	145
	買建	1,674	2	2
	株式指数オプション			
	売建	1,450	16	3
	買建	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	125	146

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成14年 9 月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物			
	売建	72,816	941	941
	買建	81,840	1,196	1,196
	債券先物オプション			
	売建	605	2	0
	買建	603	1	1
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	253	253

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成14年 9 月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年 9 月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ			
	売建	—	—	—
	買建	62,500	32	3
	合計	—	32	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	売建	30,411,280	62,905	62,905
	買建	26,978,046	22,932	22,932
	金利オプション			
	売建	2,711,795	845	76
	買建	3,187,584	439	679
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ			
	受取固定・支払変動	20,085,224	669,479	669,479
	受取変動・支払固定	19,136,881	595,176	595,176
	受取変動・支払変動	3,924,135	514	514
	金利オプション			
	売建	524,289	2,033	1,247
	買建	577,433	6,281	4,523
	その他	—	—	—
	合計	—	37,657	36,336

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	50,383	2,852	2,852
	為替予約			
	売建	1,939,552	98,371	98,371
	買建	2,243,158	93,479	93,479
	通貨オプション			
	売建	1,902	3,033	1,426
	買建	1,928	3,240	1,582
	その他	—	—	—
	合計	—	7,951	7,900

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物			
	売建	18,864	462	462
	買建	415	5	5
	株式指数オプション			
	売建	2,250	11	9
	買建	6,497	24	28
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	468	437

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物			
	売建	1,273,442	27,511	27,511
	買建	1,287,697	21,741	21,741
	債券先物オプション			
	売建	73,316	579	100
	買建	258,607	1,429	451
店頭	債券店頭オプション			
	売建	13,861	102	206
	買建	13,861	569	239
	その他	—	—	—
	合計	—	4,452	4,972

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年 9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ			
	売建	2,000	3	3
	買建	3,000	18	18
	合計	—	14	14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

当社は、銀行法第17条の2の規定に基づき、特定取引勘定(以下「トレーディング勘定」という)を設置して、それ以外の勘定(以下「バンキング勘定」という)で行う取引と区分しております。

(1) 取引の内容

トレーディング勘定

金利、通貨及び債券の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

具体的には、金利先物取引、金利先物オプション取引、金利スワップ取引、金利先渡契約取引、キャップ・フロア取引、スワップション取引、通貨スワップ取引、通貨先物取引、為替予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引及び債券先物オプション取引等です。

バンキング勘定

金利、通貨、株式及び債券の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

具体的には、トレーディング勘定で行う取引に加え、株式指数先物取引、株式指数オプション取引及びクレジットデリバティブ取引等です。

(2) 取引の利用目的及び取引に対する取組方針

トレーディング勘定

短期的な売買や市場間の価格差等を利用しての収益の獲得、また、お客様からの金利変動に対するヘッジニーズ等へ対応する目的でデリバティブ取引を利用しております。取組に関しては、バンキング勘定との区分経理を担保するため、組織を分離しております。

バンキング勘定

当社の市場リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しております。なお、主要なリスクである金利リスクについては、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。貸出金、預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクを総体として管理する、マクロヘッジを実施しており、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。マクロヘッジについては、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調節手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクとしては、主に取引対象物の市場価格変動による市場リスク及び取引先の契約不履行による信用リスクがあります。

市場リスクの主な要因は、金利の変動、為替の変動、株価の変動及び債券相場の変動等が考えられます。連結ベースにおけるトレーディング勘定のバリュー・アット・リスク(信頼区間99%、保有期間1日)は最小1億37百万円、最大6億14百万円、平均3億28百万円で推移し、平成15年3月末基準では4億58百万円でありました。

なお、価格変動に対する時価の変動等が大きな取引(レバレッジの大きな取引)は行っておりません。

信用リスクの主な要因は、取引相手先の信用の悪化が考えられますが、店頭取引に関しては信用度に応じて相手先毎に適切に管理しております。

なお、自己資本比率規制(国際統一基準)に基づき、カレントエクスポージャー方式を採用して算出した平成15年3月末基準における連結ベースの与信相当額は、以下のとおりとなっております。

・金利スワップ	5,967億31百万円
・通貨スワップ	254億66百万円
・先物外国為替	839億48百万円
・金利オプション(買)	47億69百万円
・通貨オプション(買)	23億18百万円
・その他の金融派生商品	231億45百万円
・一括清算ネットティングによる信用リスク削減効果	4,634億55百万円
合 計	2,729億24百万円

(4) 取引に係るリスク管理体制

当社では、グローバルに業務を展開する金融機関として、「国際標準」に適ったリスク管理体制の構築に取り組んでいます。

市場リスクの運営・管理に関する意思決定については、機動的かつ迅速な意思決定を行うために取締役をメンバーとしたALM審議会を設置しております。ALM審議会で決定された基本方針のもと、独立したミドルオフィスであるリスク管理部が市場リスク・流動性リスク及び損益の計測・集計を行い、合わせてリスクリミット及びロスリミットの遵守状況を経営陣に直接報告しています。このようなリスク管理を実効性あるものとするため、ミドルオフィス、後方事務部門(バックオフィス)及び市場性取引部門(フロントオフィス)間において相互牽制体制を確立しています。また、業務監査部による監査に加えて、外部監査人による定期的監査を受けております。

信用リスクについては、取締役をメンバーとした投融資審議会が、与信業務における基本方針を決定するとともに、取引先の格付け、重要案件の審議等を行っております。与信業務に関わる極度額や内部ルールを明確に定めており、取引部署と審査部やリスク管理部、業務監査部との間の相互牽制が有効に機能される体制を整えております。

また、当社のALM審議会、投融資審議会では、連結ベースのリスク管理を行う体制を取っております。

(5) 契約額・時価等に関する補足説明

「2.取引の時価等に関する事項」における契約額等は、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

２．取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	4,121,446	156,962	4,905	4,905
	買建	4,293,304	171,146	5,471	5,471
	金利オプション				
	売建	963,808	—	143	7
	買建	842,235	—	159	7
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	11,357,723	9,735,692	315,416	315,416
	受取変動・支払固定	10,834,784	9,348,652	316,994	316,994
	受取変動・支払変動	2,252,100	2,153,600	3,311	3,311
	金利オプション				
	売建	524,120	351,810	1,438	1,766
	買建	289,415	150,680	2,893	384
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	3,770	4,451

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	46,655	44,058	3,276	3,276
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	3,276	3,276

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	589,146	875	875

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	—
	買建	—
	通貨オプション	
	売建	—
	買建	—
店頭	為替予約	
	売建	2,527,166
	買建	2,477,226
	通貨オプション	
	売建	3,766
	買建	3,575
	その他	
	売建	—
	買建	—

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	8,713	—	8	8
	買建	649	—	18	18
	株式指数オプション				
	売建	5,180	—	84	63
店頭	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	111	36

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	278,195	—	988	988
	買建	257,253	—	702	702
	債券先物オプション				
	売建	360	—	0	1
	買建	480	—	2	0
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	285	285

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット デリバティブ				
	売建	—	—	—	—
	買建	229,852	1,000	137	179
	合計	—	—	137	179

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、銀行信託事業以外にクレジットカード業等の金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	235,424	29,497	27,056	7,317	299,295	—	299,295
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,774	4,057	1,210	485	7,528	(7,528)	—
計	237,199	33,555	28,266	7,803	306,824	(7,528)	299,295
経常費用	205,683	27,343	26,431	6,362	265,821	(6,915)	258,906
経常利益	31,515	6,211	1,834	1,440	41,003	(613)	40,389

当中間連結会計期間(自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	219,651	18,111	15,637	8,613	262,014	—	262,014
(2) セグメント間の内部 経常収益	640	3,561	759	212	5,174	(5,174)	—
計	220,292	21,673	16,397	8,826	267,189	(5,174)	262,014
経常費用	162,544	17,220	15,222	5,568	200,556	(5,174)	195,381
経常利益	57,748	4,452	1,174	3,257	66,632	(—)	66,632

前連結会計年度(自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	443,757	55,489	50,323	13,116	562,687	—	562,687
(2) セグメント間の内部 経常収益	6,979	7,918	2,120	781	17,800	(17,800)	—
計	450,737	63,408	52,444	13,898	580,488	(17,800)	562,687
経常費用	526,904	56,679	47,480	10,728	641,793	(12,945)	628,847
経常利益(は経常損失)	76,167	6,729	4,963	3,169	61,305	(4,854)	66,159

- (注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的接近度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には米国等が属しております。「欧州」には英国等が属しております。「アジア・オセアニア」にはシンガポール等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	63,871
連結経常収益	299,295
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	21.3

当中間連結会計期間(自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	42,362
連結経常収益	262,014
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	16.1

前連結会計年度(自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)

	金額(百万円)
海外経常収益	118,930
連結経常収益	562,687
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	21.1

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、当社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	406.74	424.98	361.44
1 株当たり中間(当期) 純利益(は 1 株当たり 中間(当期)純損失)	円	3.60	28.09	50.80
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	円	3.30	24.89	—

(注) 1 . 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針を適用して算定した、平成13年度中間連結会計期間及び平成13年連結会計年度の 1 株当たり情報は次のとおりであります。

		平成13年度中間連結会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)	平成13年連結会計年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	428.28	386.86
1 株当たり中間(当期)純利益 (は 1 株当たり中間(当期) 純損失)	円	4.38	29.87
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期)純利益	円	3.99	—

潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額については、平成13年連結会計年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	5,216	40,961	72,967
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	760
うち利益処分による 優先配当額	百万円	—	—	760
普通株式に係る中間(当期) 純利益(は普通株式に係る 中間(当期)純損失)	百万円	5,216	40,961	73,727
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	1,448,638	1,458,185	1,451,293
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	3	0	—
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	3	0	—
普通株式増加数	千株	133,247	187,500	—
うち転換社債	千株	9,942	150	—
うち優先株式	千株	123,304	187,265	—
うち新株予約権	千株	—	84	—
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	新株予約権4種類 (8,097株) 株主総会の決議日 1. 平成11年6月 29日(165千株) 2. 平成12年6月 29日(2,831千 株) 3. 平成13年6月 28日(2,587千 株) 4. 平成14年6月 27日(2,514千 株) 1. 2. 3. は旧 商法に基づく自己 株式方式のストッ クオプションであ ります。なお、 1. は行使期間が 平成15年6月30日 に終了しておりま す。 4. の概要は、 「第4 提出会社 の状況」の中の 「1 株式等の状 況」に記載のとおり。	劣後保証付円建強 制交換劣後社債 (額面総額75百万 円) 第一回優先株式 (125,000千株、発 行価格800円) 新株予約権4種類 (8,097千株) なお、上記劣後保 証付円建強制交換 劣後社債の概要は 「第5 経理の状 況」中の「1. 連 結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結附属明細 表 a. 社債明細 表」、第一回優先 株式及び新株予約 権は「第4 提出 会社の状況」中の 「1. 株式等の状 況」に記載のとおり。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前連結会計年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		727,329	4.14	422,372	2.78	670,518	4.23
コールローン		136,009	0.77	30,000	0.20	30,000	0.19
買入手形		200,000	1.14	—	—	—	—
買入金銭債権		61,424	0.35	93,583	0.62	95,869	0.60
特定取引資産	7	517,808	2.94	247,008	1.63	679,926	4.28
金銭の信託		95,068	0.54	0	0.00	—	—
有価証券	1, 7	5,192,052	29.51	3,744,658	24.70	3,468,066	21.85
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7	9,005,920	51.19	9,018,876	59.49	9,168,024	57.77
外国為替	6, 7	12,314	0.07	9,596	0.06	13,534	0.09
その他資産	7, 9, 12	995,717	5.66	948,014	6.25	1,075,893	6.78
動産不動産	7, 10, 11, 16	107,714	0.61	99,773	0.66	105,000	0.66
繰延税金資産		212,313	1.21	200,786	1.32	266,881	1.68
支払承諾見返		490,643	2.79	457,877	3.02	432,641	2.73
貸倒引当金		161,438	0.92	111,281	0.73	136,094	0.86
投資損失引当金		581	0.00	690	0.00	719	0.00
資産の部合計		17,592,295	100.00	15,160,576	100.00	15,869,541	100.00

		前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	8,434,581	47.95	8,555,154	56.43	8,689,399	54.76
譲渡性預金		2,073,568	11.79	1,251,706	8.26	1,558,646	9.82
コールマネー	7	110,972	0.63	103,400	0.68	60,000	0.38
売現先勘定	7	1,028,870	5.85	818,273	5.40	928,932	5.85
債券貸借取引受入担保金	7	1,450,828	8.25	502,636	3.32	386,870	2.44
売渡手形	7	155,400	0.88	87,100	0.57	208,700	1.32
特定取引負債		309,316	1.76	47,408	0.31	330,403	2.08
借入金	13	397,572	2.26	444,377	2.93	424,279	2.67
外国為替		17,477	0.10	13,041	0.09	45,333	0.29
社債	14	206,600	1.17	192,700	1.27	106,600	0.67
新株予約権付社債	15	2,400	0.01	75	0.00	75	0.00
信託勘定借		1,522,463	8.65	1,358,198	8.96	1,477,346	9.31
その他負債		683,944	3.89	594,888	3.92	576,154	3.63
賞与引当金		2,966	0.02	2,940	0.02	3,141	0.02
退職給付引当金		1,458	0.01	226	0.00	315	0.00
再評価に係る繰延税金負債	16	2,183	0.01	1,453	0.01	2,199	0.01
支払承諾		490,643	2.79	457,877	3.02	432,641	2.73
負債の部合計		16,891,249	96.02	14,431,459	95.19	15,231,038	95.98
(資本の部)							
資本金		285,853	1.62	287,015	1.89	287,015	1.81
資本剰余金		239,272	1.36	240,435	1.59	240,435	1.51
資本準備金		239,272		240,435		240,435	
利益剰余金		200,575	1.14	160,323	1.06	123,970	0.78
利益準備金		44,503		45,603		44,503	
任意積立金		129,873		68,872		129,873	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		26,198		45,846		50,406	
土地再評価差額金	16	3,450	0.02	2,138	0.01	3,236	0.02
その他有価証券評価差額金		23,820	0.14	43,598	0.29	11,790	0.07
自己株式		4,284	0.02	4,393	0.03	4,363	0.03
資本の部合計		701,046	3.98	729,117	4.81	638,503	4.02
負債及び資本の部合計		17,592,295	100.00	15,160,576	100.00	15,869,541	100.00

【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		289,523	100.00	252,334	100.00	546,764	100.00
信託報酬		26,618		31,627		71,382	
資金運用収益		141,965		106,582		273,533	
(うち貸出金利息)		(67,019)		(61,381)		(131,639)	
(うち有価証券利息配当金)		(65,976)		(42,460)		(126,856)	
役務取引等収益		20,776		25,827		45,748	
特定取引収益		5,092		3,008		8,094	
その他業務収益		79,783		60,359		123,259	
その他経常収益	2	15,286		24,929		24,746	
経常費用		251,236	86.78	189,947	75.28	615,155	112.51
資金調達費用		67,232		59,384		120,718	
(うち預金利息)		(22,243)		(15,796)		(40,721)	
役務取引等費用		9,550		13,319		27,309	
特定取引費用		—		—		478	
その他業務費用		68,849		24,026		118,901	
営業経費	1	60,536		56,887		119,010	
その他経常費用	3	45,067		36,329		228,736	
経常利益(は経常損失)		38,287	13.22	62,387	24.72	68,390	12.51
特別利益	4	26,643	9.20	8,728	3.46	26,614	4.87
特別損失	5	31,314	10.81	2,973	1.18	62,990	11.52
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		33,616	11.61	68,142	27.00	104,766	19.16
法人税、住民税及び事業税		51	0.02	44	0.01	103	0.02
法人税等調整額		13,403	4.63	27,708	10.98	48,305	8.83
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		20,160	6.96	40,389	16.01	56,565	10.35
前期繰越利益		6,042		4,359		6,042	
土地再評価差額金取崩額		5		1,098		116	
自己株式処分差損		—		0		—	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		26,198		45,846		50,406	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間決算日前1ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同左 (2) _____	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) _____
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3 年～60年 動産 2 年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3 年～60年 動産 2 年～20年 (2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当てしております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引当てしております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は256,302百万円であります。	上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は117,539百万円であります。	上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は151,688百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資等に対し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理 会計基準変更時差異(17,094百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 会計基準変更時差異(17,094百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理 会計基準変更時差異(17,094百万円)については、5年による按分額を費用処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用しておりますが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8.ヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」及び「その他負債」は1,929百万円増加しております。 なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、特定取引目的の通貨スワップ取引に係るものは「特定取引資産」及び「特定取引負債」に、その他に係るものは「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」及び「特定取引負債」は49百万円増加、「その他資産」及び「その他負債」は100,252百万円増加しております。	なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づ	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。	き処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。 なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は281,514百万円、繰延ヘッジ利益は270,754百万円であります。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。	また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。 (ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。	
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
10. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	———

	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
11. その他(中間)財務 諸表作成のための 重要な事項	_____	_____	(1) 自己株式及び法定準備 金の取崩等に関する会 計基準 「自己株式及び法定準備 金の取崩等に関する会計 基準」(企業会計基準第 1号)が平成14年 4 月 1 日以後に適用されること になったことに伴い、当 事業年度から同会計基準 を適用しております。こ れによる当事業年度の資 産及び資本に与える影響 はありません。 なお、財務諸表等規則及 び銀行法施行規則の改正 により、当事業年度にお ける貸借対照表の資本の 部については、改正後の 財務諸表等規則及び銀行 法施行規則により作成し ております。
	_____	_____	(2) 1株当たり当期純利益 に関する会計基準 「1株当たり当期純利益 に関する会計基準」(企 業会計基準第2号)及び 「1株当たり当期純利益 に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準適 用指針第4号)が平成14 年 4 月 1 日以後開始する 事業年度に係る財務諸表 から適用されることにな ったことに伴い、当事業 年度から同会計基準及び 適用指針を適用しており ます。これによる影響に ついては、「1株当たり 情報」に記載しておりま す。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前中間会計期間において「その他負債」に含めて表示しておりました「債券貸付取引担保金」は、当中間会計期間から、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。 (2) 前中間会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間会計期間から「新株予約権付社債」として表示しております。	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、時価ヘッジを適用しております。 なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。		

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。		
(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年 2 月21日)を適用しております。 これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	_____	_____
_____	_____	東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金2,264百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3 月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4 月 9 日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1 月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,693百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2 月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、前事業年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当事業年度は2,458百万円を「その他経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ「経常損失」は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は12,328百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「其他有価証券評価差額金」は、それぞれ103百万円、378百万円減少し、「土地再評価差額金」は103百万円増加しております。

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。平成14年 4 月 4 日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5 月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年 4 月 1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4 月 1 日以後開始する事業年度より適用されることになりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2 の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとしたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は8,262百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他の有価証券評価差額金」は、それぞれ69百万円、253百万円減少し、「土地再評価差額金」は69百万円増加しております。

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
1. 子会社の株式総額 28,379百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,513百万円、延滞債権額は288,989百万円であります。ただし、上記債権のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は538百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,356百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	1. 子会社の株式総額 28,305百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,656百万円、延滞債権額は122,588百万円であります。ただし、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,241百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,532百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	1. 子会社の株式総額 28,305百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,670百万円、延滞債権額は164,490百万円であります。ただし、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,199百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前中間会計期間末 (平成14年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年 9月30日)	前事業年度末 (平成15年 3月31日)																																																												
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は162,188百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は465,048百万円であります。 ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は538百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は29,201百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>187,971百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>2,818,532百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>269,483百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>37,444百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>4,289百万円</td></tr><tr><td>売現先勘定</td><td>1,028,870百万円</td></tr><tr><td>債券貸借</td><td></td></tr><tr><td>取引受入</td><td>1,450,828百万円</td></tr><tr><td>担保金</td><td></td></tr><tr><td>売渡手形</td><td>155,400百万円</td></tr></table>	特定取引資産	187,971百万円	有価証券	2,818,532百万円	貸出金	269,483百万円	預金	37,444百万円	コールマネー	4,289百万円	売現先勘定	1,028,870百万円	債券貸借		取引受入	1,450,828百万円	担保金		売渡手形	155,400百万円	4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は168,336百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は313,113百万円であります。 ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,241百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,831百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>144,089百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,788,704百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>243,381百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>32,077百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>50,000百万円</td></tr><tr><td>売現先勘定</td><td>818,273百万円</td></tr><tr><td>債券貸借</td><td></td></tr><tr><td>取引受入</td><td>502,636百万円</td></tr><tr><td>担保金</td><td></td></tr><tr><td>売渡手形</td><td>87,100百万円</td></tr></table>	特定取引資産	144,089百万円	有価証券	1,788,704百万円	貸出金	243,381百万円	預金	32,077百万円	コールマネー	50,000百万円	売現先勘定	818,273百万円	債券貸借		取引受入	502,636百万円	担保金		売渡手形	87,100百万円	4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は155,410百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は335,771百万円であります。 ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,996百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>276,301百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,420,050百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>277,941百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>22,079百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>60,000百万円</td></tr><tr><td>売現先勘定</td><td>928,932百万円</td></tr><tr><td>債券貸借</td><td></td></tr><tr><td>取引受入</td><td>386,870百万円</td></tr><tr><td>担保金</td><td></td></tr><tr><td>売渡手形</td><td>208,700百万円</td></tr></table>	特定取引資産	276,301百万円	有価証券	1,420,050百万円	貸出金	277,941百万円	預金	22,079百万円	コールマネー	60,000百万円	売現先勘定	928,932百万円	債券貸借		取引受入	386,870百万円	担保金		売渡手形	208,700百万円
特定取引資産	187,971百万円																																																													
有価証券	2,818,532百万円																																																													
貸出金	269,483百万円																																																													
預金	37,444百万円																																																													
コールマネー	4,289百万円																																																													
売現先勘定	1,028,870百万円																																																													
債券貸借																																																														
取引受入	1,450,828百万円																																																													
担保金																																																														
売渡手形	155,400百万円																																																													
特定取引資産	144,089百万円																																																													
有価証券	1,788,704百万円																																																													
貸出金	243,381百万円																																																													
預金	32,077百万円																																																													
コールマネー	50,000百万円																																																													
売現先勘定	818,273百万円																																																													
債券貸借																																																														
取引受入	502,636百万円																																																													
担保金																																																														
売渡手形	87,100百万円																																																													
特定取引資産	276,301百万円																																																													
有価証券	1,420,050百万円																																																													
貸出金	277,941百万円																																																													
預金	22,079百万円																																																													
コールマネー	60,000百万円																																																													
売現先勘定	928,932百万円																																																													
債券貸借																																																														
取引受入	386,870百万円																																																													
担保金																																																														
売渡手形	208,700百万円																																																													

前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前事業年度末 (平成15年 3 月31日)
上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券381,786百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は22,568百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,979百万円、デリバティブ取引の差入担保金は23,650百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,483百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,682,256百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,465,830百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券367,758百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は20,304百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は10,797百万円、デリバティブ取引の差入担保金は15,419百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は7,460百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,248,085百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,004,672百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券393,984百万円を差し入れております。 また、その他資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は22,087百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,715百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,193,667百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,985,409百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前事業年度末 (平成15年 3 月31日)
9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は519,085百万円、繰延ヘッジ利益の総額は441,717百万円であります。 10. 動産不動産の減価償却累計額 95,357百万円 11. 動産不動産の圧縮記帳額 28,571百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金385,575百万円が含まれております。 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 15. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。 16. 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は303,265百万円、繰延ヘッジ利益の総額は277,940百万円であります。 10. 動産不動産の減価償却累計額 94,106百万円 11. 動産不動産の圧縮記帳額 28,508百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) 12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行い、審理が開始されております。 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金419,300百万円が含まれております。 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 15. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。 16. 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は414,412百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,404百万円であります。 10. 動産不動産の減価償却累計額 96,064百万円 11. 動産不動産の圧縮記帳額 28,508百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円) 12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額5,814百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行っております。 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金398,000百万円が含まれております。 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 15. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。 16. 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前事業年度末 (平成15年 3 月31日)
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日 公布 政令第119号)第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 17. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 985,256 百万円、貸付信託 2,498,355 百万円であります。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日 公布 政令第119号)第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 17. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 956,829 百万円、貸付信託 1,732,079 百万円であります。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日 公布 政令第119号)第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,261百万円 17. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 968,763 百万円、貸付信託 2,110,727 百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 建物・動産 2,813百万円 その他 1,698百万円 3. その他経常費用には、貸出金償却5,549百万円及び株式等償却12,084百万円を含んでおります。 4. 特別利益には、証券代行業業の一部営業譲渡益23,900百万円及び貸倒引当金戻入益2,419百万円を含んでおります。 5. 特別損失には、退職給付信託設定損29,023百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,829百万円を含んでおります。	1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 建物・動産 2,496百万円 その他 2,249百万円 2. その他経常収益には、株式等売却益19,923百万円を含んでおります。 3. その他経常費用には、貸出金償却8,524百万円、株式等売却損8,400百万円を含んでおります。 4. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立に伴う還付税金及び還付加算金5,285百万円、貸倒引当金戻入益2,838百万円を含んでおります。 5. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,829百万円を含んでおります。	1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 建物・動産 5,755百万円 その他 3,463百万円 2. その他経常収益には、株式関連派生商品取引に係る収益8,097百万円を含んでおります。 4. 特別利益には、証券代行業業の一部営業譲渡益23,900百万円を含んでおります。 5. 特別損失には、退職給付信託設定損57,469百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額3,659百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,771百万円 その他 100百万円 合計 3,771百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,057百万円 その他 100百万円 合計 3,057百万円 中間期末残高相当額 動産 714百万円 その他 100百万円 合計 714百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 431百万円 1年超 283百万円 合計 714百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 308百万円 減価償却費相当額 308百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2,417百万円 1年超 20,549百万円 合計 22,966百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間期末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,433百万円 その他 100百万円 合計 1,433百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,136百万円 その他 100百万円 合計 1,136百万円 中間会計期間期末残高相当額 動産 297百万円 その他 100百万円 合計 297百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間期末残高が有形固定資産の中間会計期間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間期末残高相当額 1年内 155百万円 1年超 142百万円 合計 297百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間期末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間期末残高が有形固定資産の中間会計期間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当中間会計期間の支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 209百万円 減価償却費相当額 209百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2,417百万円 1年超 18,131百万円 合計 20,549百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,894百万円 その他 100百万円 合計 1,894百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,474百万円 その他 100百万円 合計 1,474百万円 期末残高相当額 動産 420百万円 その他 100百万円 合計 420百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 241百万円 1年超 178百万円 合計 420百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当期の支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 511百万円 減価償却費相当額 511百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2,417百万円 1年超 19,340百万円 合計 21,758百万円

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末においては、該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,874,215	3.62	1,499,722	2.90
有価証券	3,878,888	7.50	5,363,196	10.39
信託受益権	39,733,028	76.79	37,971,904	73.54
受託有価証券	1,843	0.00	880	0.00
貸付有価証券	4,800	0.01	—	—
金銭債権	2,706,162	5.23	3,162,319	6.13
動産不動産	1,759,439	3.40	2,047,854	3.97
その他債権	108,428	0.21	66,426	0.13
銀行勘定貸	1,522,463	2.94	1,358,198	2.63
現金預け金	156,806	0.30	161,058	0.31
合計	51,746,076	100.00	51,631,561	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	18,762,344	36.26	18,943,918	36.69
年金信託	5,586,923	10.80	5,187,752	10.05
財産形成給付信託	11,684	0.02	11,137	0.02
貸付信託	2,348,740	4.54	1,617,789	3.13
投資信託	7,505,967	14.51	6,784,070	13.14
金銭信託以外の金銭の信託	2,996,449	5.79	3,231,977	6.26
有価証券の信託	8,757,819	16.92	9,107,795	17.64
金銭債権の信託	2,324,121	4.49	2,836,827	5.50
動産の信託	6,487	0.01	4,590	0.01
土地及びその定着物の信託	196,263	0.38	186,987	0.36
包括信託	3,249,274	6.28	3,718,716	7.20
合計	51,746,076	100.00	51,631,561	100.00

(注) 1. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額 前中間会計期間末 39,636,643百万円、当中間会計期間末37,750,297百万円

2. 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末8,710,289百万円、当中間会計期間末7,008,847百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末1,758,559百万円のうち、破綻先債権額は5,806百万円、延滞債権額は35,364百万円、3ヵ月以上延滞債権額は2,691百万円、貸出条件緩和債権額は67,205百万円であります。また、これらの債権額の合計額は111,067百万円であります。なお、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は541百万円であります。

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末1,310,989百万円のうち、破綻先債権額は4,875百万円、延滞債権額は16,842百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8,521百万円、貸出条件緩和債権額は25,821百万円であります。また、これらの債権額の合計額は56,061百万円であります。なお、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は1,357百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 発行登録追補書類

平成15年 5 月12日
関東財務局長に提出。

平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。

(2) 臨時報告書

平成15年 6 月30日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(3) 訂正発行登録書

平成15年 6 月30日
関東財務局長に提出。

平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

(4) 有価証券報告書
及びその添付書類

事業年度 自 平成14年 4 月 1 日
(第132期) 至 平成15年 3 月31日

平成15年 6 月30日
関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書

平成15年12月19日
関東財務局長に提出。

平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月19日

住友信託銀行株式会社

取締役社長 高 橋 温 殿

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 亀 岡 義 一 (印)

代表社員
関与社員 公認会計士 堀 内 巧 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員 公認会計士 亀 岡 義 一 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 三 浦 邦 仁 ⑩

関与社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月19日

住友信託銀行株式会社

取締役社長 高 橋 温 殿

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 亀 岡 義 一 (印)

代表社員
関与社員 公認会計士 堀 内 巧 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第132期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が住友信託銀行株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員 公認会計士 亀 岡 義 一 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 三 浦 邦 仁 ⑩

関与社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第133期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

